

## IX－i．役員報酬規程

### (目的)

**第1条** この法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）に支給する報酬等について、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第1項第13号及び定款第28条の規定に基づき、支給の基準を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給の基準)

**第2条** この法人の役員等の報酬年額は、別表1に定める額とする。

2 報酬の支給は、別表1に定める額を12で除した額を毎月1回、25日に銀行等の振込みにより支給する。但し、25日が土・日曜日又は国民の祝祭日又はこの法人が定めた事務局職員の休日の場合は、前日とする。

### (常勤役員の実給基準)

**第3条** 常勤役員は、月に12日以上勤務とする。

2 常勤役員には、事務局職員の基準による通勤手当が支給される。

### (役員の旅費)

**第4条** 旅費、交通費については、実費相当額を支給し、宿泊が必要な場合は、宿泊費として一泊について15,000円を限度とし、実費相当額を支給する。

### (役員の実給手当)

**第5条** 役員等の実給手当は、在任1年につき次の額を限度として支給する。但し、在任期間の合計10期20年を限度とする。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 理事長  | 200,000円 |
| (2) 副理事長 | 100,000円 |
| (3) 専務理事 | 80,000円  |
| (4) 常務理事 | 80,000円  |
| (5) 理事   | 50,000円  |
| (6) 監事   | 50,000円  |

2 在任期間に端数が生じた場合は、月割り計算とし月間端数日は1ヶ月とする。

3 社員総会において解任された役員等には、実給手当を支給しない。

4 理事の在任中に第1項第1号から第4号までの職に異動した場合は、それぞれの支給額の合計額とする。

- 5 在任中に特に顕著な功績のあった役員等には、理事会の決議を経て退任手当額の100分の30を限度として加算することができる。
- 6 退任手当は、退任後2ヶ月以内に支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この役員報酬規程は、公益社団法人日本詩吟学院の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。
- 2 平成24年1月14日改訂 平成24年4月1日施行
- 3 平成25年3月15日改訂 平成25年3月16日施行
- 4 平成27年3月12日改訂 平成27年4月1日施行

(別表1) 役員等の報酬年額

	常勤役員	非常勤役員
理事長	2,040,000円	1,800,000円
副理事長	1,800,000円	1,680,000円
専務理事	1,560,000円	1,440,000円
常務理事	1,560,000円	1,440,000円
理事	—	120,000円
監事	—	240,000円